

# 黒川地域行政事務組合議会会議録

令和5年12月22日 第6回定例会

黒川地域行政事務組合

第6回黒川地域行政事務組合（定例会）

令和5年12月22日（金曜日）

出席議員（16名）

1番	小川克也君	2番	赤間しづ江君
3番	鎌田暁史君	4番	伊藤嘉樹君
5番	千坂博行君	6番	渡辺良雄君
7番	千坂裕春君	8番	藤巻博史君
9番	文屋裕男君	10番	赤間則幸君
11番	金須新一君	12番	須藤義君
13番	畠山由美君	14番	村上治君
15番	熱海文義君	16番	犬飼克子君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条による説明のための出席者

理事長	浅野俊彦君
理事	田中学君
理事	若生裕俊君
理事	小川ひろみ君
代表監査委員	木村祐喜君
助役	鎌田節夫君
総務課長	明石良孝君
財政課長	日野正樹君
会計管理者	石川勉君
財政課参事	田中孝幸君
業務課長	佐藤初雄君
業務課参事	清野康広君
消防本部消防長	

消 防 本 部 次 長	高 橋 正 君
消 防 本 部 総 務 課 長	山 家 貴 広 君
消 防 本 部 警 防 課 長	中 島 猛 君
消 防 本 部 指 令 課 長	田 口 学 君
消 防 本 部 予 防 課 長	水 上 孝 夫 君
黒 川 消 防 署 長	石 川 久 志 君

職務のため議場に参加した職員

総 務 課 参 事	碓 井 豪 君
総 務 課 主 任	野 口 綾 君
総 務 課 主 事	遠 藤 瑛 成 君

議事日程

令和5年12月22日（金曜日）	午前10時28分	開会
第 1	会議録署名議員の指名	4 頁
第 2	会期の決定について	4 頁
第 3	一般質問	6 頁
第 4	議案第21号	10 頁
第 5	議案第22号	11 頁
第 6	議案第23号	13 頁
第 7	議案第24号	14 頁
第 8	議案第25号	15 頁
第 9	議案第26号	16 頁
	午前11時13分	閉会

本日の会議に付された事件

- 議案第21号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第22号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 議案第 23 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 24 号 黒川地域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 議案第 25 号 令和 5 年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 26 号 令和 5 年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第 1 号）

午前10時28分 開会

○議長（犬飼克子君） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの出席議員は16人です。

定刻でございますので、議会を始めさせていただきます。

ただいまから令和5年第6回黒川地域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程についてはお手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（犬飼克子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、8番藤巻博史君、9番文屋裕男君を指名します。

---

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（犬飼克子君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、11月28日に開催されました議会運営協議会における協議結果を受け、本日1日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（犬飼克子君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間に決定いたしました。

それでは、理事長より提出議案の説明を含め挨拶を求めます。理事長浅野俊彦君。

○理事長（浅野俊彦君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに令和5年第6回黒川地域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともに御多用中にもかかわらず御出席をいただき、誠にありがとうございます。日頃より本組合の事務事業運営に対しまして議員の皆様の御指導と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

初めに、新消防庁舎建設に係る実施設計業務委託でございますが、11月末に業務が完了し、図面等の完成図書について引渡しを受けてございます。現在は、新消防庁舎建設工事の一般競争入札の公告を行い、2月に入札を行う予定でございますので、御報告申し上げます。

また、令和4年4月の議会臨時会において御可決いただき、契約いたしました救助工作車につきましては、本年8月に納車され、訓練を実施し、10月から運用を開始したところでございます。出場時には最新の資機材による救助活動を行い、安全かつ迅速な救出に効果が期待されるところでございます。

さらに、今月には黒川消防署に配置の高規格救急車が納車され、12月23日より運用を開始をする予定でございます。

これからも、住民の皆様の尊い生命や貴重な財産を災害から守り、住民一人ひとりが安心して暮らせる地域を目指し、消防防災体制の強化を図ってまいります。

続きまして、年末年始におけます各施設の業務予定につきまして、御報告申し上げます。

黒川浄斎場の火葬業務につきましては、年内は12月31日まで、年明けは1月4日から業務を行うこととしております。

環境衛生センターのし尿等の受入れにつきましては、年内12月28日まで、環境管理センターのごみ受入れにつきましては、関係町村の収集業務に合わせ、年内12月30日まで行い、年明けは両センター共に1月4日より受入れを行うこととしております。

また消防部門におきましては、例年どおり12月26日から来年1月5日までを年末年始特別警戒期間とし、年末年始の警防体制の強化を図ってまいります。

公立黒川病院の診療につきましては、救急患者対応を除き年内は12月28日まで、年明けは1月4日から診療を行うこととしております。

それでは、本日提出しております議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

議案第21号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和5年8月の人事院勧告による国家公務員の給与法改正に準じ、特別職の期末手当の支給月数を改正するものでございます。

議案第22号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましても同様に、国家公務員の給与法改正に準じ、行政職、医療職の給料及び一般職の期末勤勉手当の支給月数を改正するものでございます。

議案第23号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、本年5月に、新型コロナウイルス感染症が5類感染症となり、国家公務員の防疫作業手当に係る特例が廃止されたことに準じ、所要の改正を行うものでございます。

議案第24号、火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、関係省令等の改正に伴い、所

要の改正を行うものでございます。

議案第25号、令和5年度一般会計補正予算につきましては、給与等の改正に伴う人件費の調整によるものでございます。また消防費において、予算執行状況を精査し、所要経費の整理を行うものでございます。

議案第26号の令和5年度介護認定審査会特別会計補正予算につきましても、給与等の改正に伴う人件費の調整によるものでございます。

以上が、本日提出しております議案の概要でございますが、何とぞ慎重に御審議いただき、御可決賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願いたします。

---

### 日程第3 一般質問

○議長（犬飼克子君） 日程第3、会議規則第60条の規定に基づき一般質問を行います。

発言を許可します。7番千坂裕春君。

○7番（千坂裕春君） 通告に従いまして、一般質問を開始させていただきます。

公立黒川病院の将来像について。

公立黒川病院は、富谷・黒川地域の医療機関の核として、人口増加、企業進出、高齢社会に反映し、今後も重要な機関であります。

充実を図るべきと考え、以下に理事長に伺います。

1、理事長が考える公立黒川病院の将来像は。

2、多くの通院者を受け入れるためには、現在の会計などのシステム改善が急務と考える。所要時間の短縮が必要では。

3、公立黒川病院の管理者が診療も兼務されておられるが、専任すべきと考える。管理者には、医師等のスタッフ人員計画、確保等の病院全般にわたる業務があり、多忙と思われるが。

4、高齢社会に対応するために、通院者送迎を導入すべきと考えるが、です。

○議長（犬飼克子君） 答弁を求めます。理事長浅野俊彦君。

○理事長（浅野俊彦君） それでは、千坂裕春議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の、理事長が考える公立黒川病院の将来像は、との御質問にお答えをさせていただきます。

富谷・黒川地域内の基幹病院として長年運営をしております公立黒川病院でございますが、将来的に大規模病院が富谷市に移転してくる計画が持ち上がるなど、これまでとは大きく変わるこ

とが予想されます。

また、台湾の大規模半導体製造工場の進出が予定されるなど、今後の富谷・黒川地域は、さらなる発展の時期を迎えることとなります。

このようなことを踏まえ、公立黒川病院の将来像としましては、地域の基幹病院として医療提供体制を維持することはもちろんでございますが、住民のニーズを把握し、地域で進む高齢化などに対応することが重要と考えております。

外来診療におきましては、在宅医療の充実や総合診療科の設置など、きめ細かい医療の提供を目指してまいります。

また、入院診療に関しましては、回復期リハビリテーション病棟並びに地域包括ケア病棟において、入院から在宅復帰に向けたリハビリや在宅復帰支援などの医療を提供してまいります。そして地域の公立病院として、救急患者を受け入れる体制を構築し、救急告示病院としての役割を果たします。

さらに、富谷・黒川地域の診療所や、仙台市内あるいは大崎市の基幹病院との連携を図り、必要に応じて、より高度な医療を提供する病院へ紹介することや、その先の転院先との連携を図り、利用者の皆様に信頼されるようなサービスを提供してまいります。

大規模病院と競争するのではなく、それぞれ役割を分担することにより連携・協力することで、今後も地域医療の中核として運営していけるよう指定管理者と協力して、開設者としての役割を果たしてまいりたいと考えております。

続きまして、会計等の所要時間の短縮が必要では、との御質問にお答えをさせていただきます。

病院での会計待ちの時間が長いとの苦情は以前からいただいており、指定管理者側でも改善策を検討しているところでございます。診察料金を精算する際には、医師からの診療内容と処方箋などを確認し、診療点数などに誤りがないか確認するため、時間がかかっているのが現状でございます。この手順はシステムを新しくしたとしても、やはり最後には人の手で確認しなければならないため、結局は人手に頼ることとなります。人の増員については現状では難しいため、別の対策として料金後払いシステムの導入を指定管理者側で検討しているようでございます。

こちらに関しましては、診察が終わったら会計を待たずに帰ることができ、後日請求書が送られてくるというものでありまして、あらかじめ口座を登録していただき、料金は口座から支払われることになるものです。定期的に通院される方などが、このシステムを利用することで、その日のうちに精算が必要な件数が減少するため、会計にかかる時間も短縮できるものと考えます。



続いて、3点目の公立黒川病院の管理者が診療も兼務されているが、専任すべきと考える、の質問にお答えをさせていただきます。

御存じのとおり、公立黒川病院も含めほかの病院についても、医師数の確保については大変厳しい状況にあります。

そのような中で、現病院管理者におきましては、他の医師に負担がかからないようにということで、自ら診療にも当たっていただいたという状況でございました。

このようなことから、以前から県に対して医師の増員を要請しておりましたが、このたび今年の4月に、新たに県の医療対策室参与でありました高橋広喜病院長が就任され、これにより管理者兼病院長の兼務が解かれ、病院管理に比重を置くことが可能となっております。その上で、余裕を持って引き続き診療にも当たっていただいているもので、以前より管理者への負担は軽減されているものでございます。

最後に、4点目の高齢社会に対応するために通院者送迎を導入すべきと考えるが、の御質問にお答えをさせていただきます。

通院者送迎につきましては、通所リハビリテーションの通院者におきましては、事前に決まった日時に定期的に来院するため、病院として送迎を行っておりますが、一般外来の通院者については、外来の日時が人それぞれなので、病院側で対応するのは難しいとのことでございます。その代わり、関係市町村により運用されております住民バスや乗り合いデマンドタクシー、また他にも富谷市とみばすや大和町のサブローカードなどのICカードを利用した交通費助成制度、さらに高齢者タクシー利用助成券制度などの各種サービスを御利用いただくことで、黒川病院へ不便なく通院できるものと思われまますので、そちらを御利用いただきますよう、お願いいたします。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（犬飼克子君） 千坂裕春君。再質問答弁は質問席、答弁席にてお願ひいたします。

○7番（千坂裕春君） 再質問させていただきます。

この一般質問の趣旨は、将来富谷・黒川地域に大規模な病院が来たときに、黒川病院の立ち位置がどうなるのかという不安のための一般質問でございました。

そういった中で、理事長が今考えている状況を、今聞くことができ、安心したところでございますが、その中でもう1点、踏み込んでやっていただくことはできないかなと思ったものを再度お尋ねしますが、やはりいろんな行政でそのバスが出ている状況でございますが、それをやはり黒川病院、本来の通院だけの目的で出すことができるかどうかというところの確認の質問でございました。

やはり、そういった趣旨でバスが出ているのは分かるんですが、やはりこれは本当に通院のために、そのための目的だけのバスということで、以前にも黒川行政の同僚議員が通院のバスということで議論したかと思えますけれども、そのときにも同じような発言で、一步も進んでいない状況ですので、再度将来的に議論が必要かと感じます。そういったものは、今後理事会の中でももうちょっと議論を進めてほしいと思います。再度答弁があれば、理事会を開かないとできないと思いますけれども、今考えるところで理事長のお考えを聞かせてください。

○議長（犬飼克子君） 理事長浅野俊彦君。

○理事長（浅野俊彦君） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

黒川地域、やっぱり交通の便、これが重要な今後の課題であるというところは、理事会でも認識しておるところであると思います。病院向けの専用の交通の足またはバスというところですね。確かに大きな課題であろうと思う中、理事会でもこれからも引き続き検討させていただき課題とさせていただきますというふうに思います。

以上でございます。

○議長（犬飼克子君） 以上で、7番千坂裕春君の一般質問を終了します。次に、3番鎌田暁史君。

○3番（鎌田暁史君） 3番鎌田暁史でございます。

通告の内容に従いまして、一般質問を行います。

公式ホームページのデザインの見直しについて、黒川地域行政事務組合及び黒川消防のホームページをスマートフォンから閲覧すると表示が縮小され、見づらい状況となっております。

利用者の使いやすさを向上させるために、レスポンスデザイン、パソコンやスマートフォンの画面サイズに応じてウェブサイトを見やすく表示することに対応するように、デザインの見直しを検討すべきではないかと考えます。

執行部の認識について伺います。

公立黒川病院や、亘理地区行政事務組合、大和町役場の各ホームページが参考になると思います。

以上です。

○議長（犬飼克子君） 答弁を求めます。理事長浅野俊彦君。

○理事長（浅野俊彦君） それでは、鎌田暁史議員の御質問にお答えをさせていただきます。

初めに、組合におけるホームページの役割につきましては、地域住民に対する情報発信のツールとして、有効な手段、かつ必要不可欠なものと認識しているところでございます。

組合のホームページにつきましては、平成13年開設当時から職員による作成、更新を行ってまい

りましたが、通信環境の発達により、インターネットがより身近になり、スマートフォン等の普及による通信機器に対する新しい技術に対応できなくなってきたのが現状であります。

このような状況から、現在はレスポンスデザインを含め、リニューアルに向け検討委員会を立ち上げ、検討しているところでございます。

ホームページのリニューアルにつきましては、作成を業者に委託をし、来年度中の公開を計画しておりますので、引き続きリニューアルに向けて作業を進め、ホームページを有効に活用した地域住民への情報発信を、よりよいものに改善してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（犬飼克子君） 鎌田暁史君。

○3番（鎌田暁史君） 大変前向きで迅速な対応の御答弁であったというふうに考えます。利用者の方々の利便性が向上することが期待できると思います。

答弁をお願いいたします。

○議長（犬飼克子君） 理事長浅野俊彦君。

○理事長（浅野俊彦君） 御理解ありがとうございます。

現在まさに検討チームを作成して、来年にはできますよう、今努めておるところでございますので、遅滞なく進めるよう活動してまいります。よろしくをお願いいたします。

○議長（犬飼克子君） 鎌田暁史君。

○3番（鎌田暁史君） 質問を終わります。

○議長（犬飼克子君） 以上で、3番鎌田暁史君の一般質問を終了します。

---

#### 日程第4 議案第21号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長（犬飼克子君） 日程第4、議案第21号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、議案第21号について御説明いたします。

議案書の1ページをお開き願います。

それから、別冊の条例議案新旧対照表の1ページをあわせて御覧願います。

議案第21号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でご

ございます。

このことにつきましては、令和5年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与の取扱いに準じた形で、特別職の期末手当の年間支給月数を0.1月分引き上げる改正をしようとするものでございます。

第1条につきましては、12月期の期末手当に反映させるための改正で、支給割合を100分の165から100分の175に引き上げるよう改めるものでございます。

第2条につきましては、令和6年度以降の期末手当の支給割合を6月期、12月期で均等にするため、100分の175から100分の170に改めるものでございます。

続いて、附則でございます。

第1項は、条例の施行日を公布の日からとするもので、ただし書として第2条は令和6年4月1日から施行とするものでございます。

第2項は、第1条の改正後の期末手当の支給割合を12月の支給に反映させるため、適用日を令和5年12月1日とするものでございます。

第3項は、条例改正前に支給された給与を改正後の給与の内払いとみなし、改正により増額になった差額を後日支払いするための規定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

日程第4、議案第21号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第22号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（犬飼克子君） 日程第5、議案第22号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、議案第22号について御説明いたします。

議案書の2ページを御覧願います。それから、別冊の条例議案新旧対照表は2ページから14ページとなりますのであわせて御覧願います。

議案第22号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

このことにつきましては、先ほどの特別職と同様に、人事院勧告に基づく国家公務員の給与の取扱いに準じた形で、期末勤勉手当の年間支給月数を再任用以外の職員は0.1月、再任用職員は0.05月引上げ、あわせまして、俸給月額を引き上げるため、行政職及び医療職の給料表を改正しようとするものでございます。

第1条につきましては、期末勤勉手当の支給割合及び給料表を改正しようとするもので、期末手当につきましては、12月期の支給割合を再任用以外の職員は100分の120から100分の125に、再任用職員は100分の67.5から100分の70に改めるものでございます。

勤勉手当につきましては、12月期の支給割合を再任用以外の職員は100分の100から100分の105に、再任用職員は100分の47.5から100分の50に改めるものでございます。

給料表につきましては、別表第1、行政職給料表及び議案書6ページにまいりまして、別表第2、医療職給料表を記載のとおり改めるものでございます。

8ページにまいりまして、新旧対照表は13、14ページになります。

8ページ下段の第2条につきましては、令和6年度以降において、期末勤勉手当支給割合を6月期、12月期で均等になるよう改めるもので、期末手当につきましては、支給割合を再任用以外の職員は100分の122.5に、再任用職員は100分の68.75に改めるものでございます。

議案書9ページにまいりまして、勤勉手当につきましては、再任用以外の職員は100分の102.5に、再任用職員は48.75に改めるものでございます。

続いて、附則でございます。

第1項は、条例の施行日を公布の日からとするもので、ただし書として第2条は令和6年4月1日から施行するとするものでございます。

第2項は、第1条の改正後の給料表の適用を令和5年4月1日とするものでございます。

第3項は、条例改正前に支給された給与を改正後の給与の内払いとみなし、改正により増額になった差額を後日支払いするための規定でございます。

第4項は、条例の施行に関して必要な事項を規則へ委任する規定でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑

なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

日程第5、議案第22号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第23号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

○議長（犬飼克子君） 日程第6、議案第23号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、議案第23号について御説明いたします。

議案書の10ページ、それから別冊の条例議案新旧対照表は、15、16ページとなりますのであわせて御覧願います。

議案第23号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。

このことにつきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における、新型コロナウイルス感染症の位置づけが、令和5年5月8日以降5類感染症となり、国家公務員における防疫作業手当の特例が廃止されたことにより、職員の特殊勤務手当のうち防疫作業手当に関する条項を削除し、廃止しようとするものでございます。

附則でございますが、公布の日から施行とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

日程第6、議案第23号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第24号 黒川地域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（犬飼克子君） 日程第7、議案第24号黒川地域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。朗読を省略し、内容の説明を求めます。予防課長水上孝夫君。

○予防課長（水上孝夫君） それでは、議案第24号について御説明いたします。

黒川地域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例でございます。

議案書の11ページから21ページ、あわせて別冊の条例議案新旧対照表の17ページから20ページを御覧願います。

今回の改正は、総務省消防庁において蓄電池設備の規制及び固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離に関する検討が行われ、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正が行われ、この改正に伴い火災予防条例の一部を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、蓄電池設備については、規制の単位をアンペアアワー・セルから蓄電池容量でありますキロワットアワーに改めまして、20キロワットアワー以下のもので、出火防止の措置が講じられたものは規制の対象外となること。リチウムイオン蓄電池など、開放型鉛電池以外のものについては、安全面から酸に耐える耐酸性の床の上に設けなくてもよいこと。金属製の強化な箱に入ったキュービクル式のものでなくても、雨水等の浸入防止措置が講じられた筐体に納められたものとすればよいこと。屋外に設けられたものについては、延焼の防火措置を講じられたものは、建築物から離隔距離を不要とすること、が改正されたものでございます。蓄電池容量20キロワットアワー以上から、消防への設置届出が必要となるものでございます。また、固体燃料を使用する厨房設備の木炭を燃料とする炭火焼き機について、使用温度に関するデータが存在しなかったことから厳しい規制が適用されていましたが、発熱量の大きい黒炭を使用し、周囲の温度が100度を超えない離隔距離が検証されまして、建築物及び可燃物までの距離を別表第3に新たに定めるものでございます。

なお、附則でございますが、施行期日は令和6年1月1日からとなります。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

日程第7、議案第24号黒川地域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第25号 令和5年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）

○議長（犬飼克子君） 日程第8、議案第25号令和5年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長日野正樹君。

○財政課長（日野正樹君） それでは、議案書22ページを御覧願います。

議案第25号、令和5年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

第1条は歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ89万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を25億7,089万1,000円とするもので、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条は債務負担行為の補正でございまして、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正によるものでございます。

続きまして、23ページを御覧願います。

第1表歳入歳出予算補正は、歳入歳出それぞれ89万7,000円の追加でございまして、詳細については、後ほど別冊の令和5年度各種会計補正予算に関する説明書で御説明いたします。

続きまして、第2表債務負担行為補正は、2件の債務負担行為の追加でございます。

ホームページリニューアル業務委託は、組合ホームページをリニューアルするため、期間を令和5年度から令和6年度まで限度額を467万円とする債務負担行為を設定させていただくものでございます。

次に、ペットボトル減容施設運転管理業務委託は、環境管理センターペットボトル減容施設の運転管理業務を令和6年度から令和9年度までを業務委託期間とする新たな契約を締結するため、期間を令和5年度から令和9年度まで、限度額を6,283万2,000円とする債務負担行為を設定させていただくものでございます。

続きまして、令和5年度各種会計補正予算に関する説明書により御説明いたします。



補正予算に関する説明書の3ページを御覧願います。

初めに、歳入予算を御説明いたします。

7款1項1目繰越金は、歳出の補正に合わせて計上するものでございます。

続きまして、歳出予算を御説明いたします。

2款1項1目一般管理費は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた給与改定に伴い、予算の不足見込額を計上するものでございます。

5款1項1目、常備消防費は、当初予算見込みよりも新規職員の採用数が増えましたので、不足する消防学校入校に伴う旅費及び負担金を増額するものでございます。

以上、令和5年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第8、議案第25号令和5年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第26号 令和5年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）

○議長（犬飼克子君） 日程第9、議案第26号令和5年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長日野正樹君。

○財政課長（日野正樹君） それでは、議案書24ページを御覧願います。

議案第26号、令和5年度介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

第1条は歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ3万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を1,442万7,000円とするもので、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでご

ございます。

続きまして、25ページを御覧願います。

第1表歳入歳出予算補正は歳入歳出それぞれ3万4,000円の追加でございまして、詳細については令和5年度各種会計補正予算に関する説明書で御説明いたします。

補正予算に関する説明書の11ページを御覧願います。

初めに、歳入予算を御説明いたします。

2款1項1目繰越金は、歳出の補正に合わせ計上するものでございます。

続きまして、歳出予算を御説明いたします。

1款1項1目介護認定審査会費は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた給与改定に伴い、予算の不足見込額を計上するものでございます。

以上、令和5年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第9、議案第26号令和5年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これをもって本日の日程を全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和5年第6回黒川地域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

午前11時13分 閉会

以上、上記会議の顛末を記載し、その正当なることを証するため署名する。

令和5年12月22日

黒川地域行政事務組合議会

議 長 犬 飼 克 子

署名議員 藤 卷 博 史

署名議員 文 屋 裕 男